

【弓道場】

①会員登録

ご利用には事前に会員登録が必要です。

哲学堂公園事務所窓口で登録手続きをしてください。(受付時間 9時から17時)

登録には、構成員全員の名前、住所、生年月日を確認できる各種書類(下記参照)を持参してください。

登録後、登録証を発行します。

登録の区分は、以下の通りです。

1. 「区民の団体」

- ・構成員が5人以上かつ小学生以上で、半数以上が中野区内在住・在勤者・在学者であること
- ・小学生・中学生・高校生で構成する団体の代表者は20歳以上
- ・「弓道で利用する団体」および「弓道以外の種目(軽体操など)で利用する団体」の登録ができます。弓道以外の種目の場合、矢道のみご利用になれます。(詳しくはお問い合わせください。)

2. 「個人利用」=個人登録が必要です

- ・経験者の方で初めて利用される場合は、まず指導員がいる時間帯にご利用ください。
- ・弓道を行うことを目的とした利用で、中学2年生以上であること
- ・初心者の方は、初めに「弓道教室」を受講していただきます。

証明書類(構成員全員分・コピー可)

申請者(窓口に来られる代表者)の方は書類の原本をお持ちください。構成員はコピー可。

いずれの証明書も、有効期限・住所・氏名・生年月日の記載面が必要です。

※有効期限の切れた書類はご利用いただけませんので、ご注意ください。

1. 区民等の 団体

ア. 区内在住での証明

- 運転免許証(運転経歴証明書) ●健康保険証 ●住民基本台帳カード(写真付き) ●パスポート ●生徒手帳・学生証のいずれか

イ. 区内在勤での証明

- 上記ア. 『在住での証明』のいずれか＋中野区内に事業所があることの在勤証明書(勤務先の会社または当施設が発行する様式に対し、会社印が押印されたもの。ただし、健康保険証に区内の事業所住所記載あるものは在勤証明書は不要)

ウ. 区内在学での証明

- 上記ア. 『在住での証明』のいずれか＋生徒手帳・学生証 ●在学証明書(生徒手帳・学生証に住所・氏名・生年月日の記載があれば、生徒手帳・生徒手帳のみで受付可)

エ. その他

- 上記ア. 『在住での証明』のいずれか

②利用申込み

個人利用の方は、事前の申し込み手続きは必要ありません。個人利用日に弓道場にお越しください。

団体利用の申し込み手続きは

(1)インターネット (2)利用者端末 (3)携帯電話 (4)直接事務所窓口 のいずれかの方法で行います。
利用日には「弓道団体利用日」と「弓道以外の種目の団体利用日」があります。
以下の申し込み期間内に、先着順で受け付けます。

「区民等の団体(弓道団体)」

「弓道団体利用日」・利用日の2ヶ月前の月の初日から
「弓道以外の種目の団体利用日」・利用日の2週間前から

「区民等の団体(弓道以外の種目の団体)」

「弓道以外の種目の団体利用日」・利用日の2ヶ月前の月の初日から
「弓道団体利用日」・利用日の2週間前から

※弓道以外の種目の団体利用日に利用申込みがなかった場合、個人利用日になります。

③料金の支払い

個人利用の方は、弓道場の券売機で利用券をお買い求めください。

団体利用の方は予約の日から14日以内(利用日まで14日未満の場合は利用日の前日まで)に、哲学堂公園事務所で利用料金をお支払いください。使用承認書を交付します。利用者端末は9時から20時まで、

④利用日当日

個人利用の方は利用券と「会員登録証」を、団体利用の方は使用承認証と「会員登録証」を弓道場窓口に
てご提示ください。

★取消および変更について

やむをえず予約を取り消す場合は、速やかに哲学堂公園事務所へお申し出ください。

すでに利用料金を支払った場合で、利用日の10日前までに取消しの申し出があった場合は、利用料金の2分の1相当額を還付します。

「還付に必要なもの」

使用承認書

★ご利用にあたっての注意事項

- ・登録事項に変更(代表者名・事務所所在地など)があった場合は、すみやかにご連絡ください。
- ・同一人が同一施設を複数登録することはできません。